川崎市職員措置請求について(公表)

令和4年8月17日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員大村研一同植村京子同浅野文直

同 山田晴彦

4 川監第 5 1 4 号 令和 4 年 1 0 月 1 4 日

請求人 (※氏名省略) 様

川崎市監査委員大村研一同植村京子同浅野文直同山田晴彦

川崎市職員措置請求について (通知)

令和4年8月17日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

監査の結果

第1 請求の受付

1 請求の内容

本件措置請求は、別紙1 (事実証明書は添付省略)のとおり、株式会社こどもの森(以下「こどもの森」という。)による宮前区鷺沼4-2-8における保育所(以下「本件保育所」という。)の開設は、こどもの森が市に虚偽の申請を行い、これを市が容認したこと等が違法又は不当であるとして、①本件保育所の開設に関する保育所設置の認可の停止、②民間事業者活用型保育所整備費補助金(以下「整備費補助金」という。)の交付の停止、③民間事業者活用型保育所整備施設賃借料補助金(以下「整備施設賃借料」という。)の交付の停止を求めるものである。

2 請求の受理

本件措置請求については、所定の要件を具備しているものと認められたことから、 令和4年8月17日付けでこれを受理し、監査対象局をこども未来局とした。

第2 個別外部監査契約に基づく監査が相当であると認めなかった理由

- 1 個別外部監査制度とは、監査請求の事案が、監査委員が有する専門的知識以外の事 案であり、監査委員が外部の専門家に監査を委託する必要があると判断したときに、 個別外部監査契約に基づく監査によることが相当と認めるものである。
- 2 本件措置請求については、財務会計上の行為のうち、公金の支出の違法性又は不当性について主張するものであり、監査委員の有する専門的知識の範囲内であると判断されることから、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を実施することが相当であるものとは認められない。
- 3 以上により、本件措置請求は、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるとは認められず、法第252条の43第9項の規定により、法第242条第1項の請求であったものとみなし、監査対象局をこども未来局として監査を実施することとした。

第3 監査の実施

1 請求人らの陳述

監査の実施にあたり、法第242条第7項の規定に基づき、令和4年9月15日、 請求人らから陳述の聴取を行った。この際、同条第8項の規定に基づくこども未来局 の関係職員(以下「関係職員」という。)の立会いがあった。

請求人らが本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙2のとおりである。

2 関係職員の陳述

法第242条第8項の規定に基づき、令和4年9月15日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、「住民監査請求に対する市の考え方」(添付省略)の提出があった。この際、同項の規定に基づく請求人らの立会いがあった。

関係職員が説明した内容は、おおむね別紙3のとおりである。

3 監査対象事項

法第242条に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出等の財務会計上の行為がある場合、また当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合などに、監査委員に対し、監査を求め、当該行為の防止、損害の補填等のために必要な措置を講ずべきことを請求できる制度である。

前記第1の1の本件措置請求の内容のうち、①は財務的処理を直接の目的とするものとはいえず財務会計上の行為とは認められないものであり、また、③は整備施設賃借料の交付申請が令和4年8月26日に取り下げられ、整備施設賃借料の支出が相当の確実さをもって予測されるとはいえないものとなったことから、いずれも監査の対象とならないため、これを却下することとし、②の整備費補助金の交付の停止を求めるとする点(以下「本件請求」という。)のみを監査対象事項とした。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認等

請求人ら及び関係職員の陳述並びに関係書類の調査等の結果、次のような事実関係 を確認した。

- (1) 事業者の募集から整備施設賃借料の交付申請の取り下げまでの経過
 - ア 民間事業者活用型保育所整備事業(以下「本件事業」という。)の事業者の募集を開始(令和3年2月22日)
 - イ こどもの森が提出した本件事業の申込書を市が受理した(同年4月5日)。 市は、本件事業の申込書の内容により、こどもの森が同年3月26日に本件保育 所の整備予定地の近隣住民の一部に対して口頭で本件保育所の整備計画を周知 し、また、不在者に対してポスティングを行ったとする旨を確認した。
 - ウ 市は、本件事業の申込書に係る内容について、こどもの森に対するヒアリング

を実施(同年4月23日)

市は、当該ヒアリングにおいて本件保育所の整備予定地の近隣住民に対する周知の状況等について確認した。

- エ 川崎市保育所等整備事業者選定委員会(学識経験者により構成される附属機関。以下「選定委員会」という。)の開催(同年5月20日)
- オ 選定委員会の審査結果を参考に、民間事業者活用型保育所整備法人(設置・運営法人)として、こどもの森を決定(同年5月26日)
- カ 市とこどもの森とで、民間事業者活用型保育所整備に関する覚書を締結(同年 7月1日)
- キ 近隣住民が、市のこども未来局子育て推進部保育所整備課(以下「保育所整備 課」という。)に対し、本件保育所の開設計画について電話で問い合わせた(同 年9月13日)。
- ク こどもの森が本件保育所の開設計画に関する説明会を同年10月29日に開催 するとしたところ、近隣住民は当該説明会への保育所整備課職員の参加を市に求 めたが、保育所整備課職員が参加しないとしたため、請求人らは当該説明会への 参加の申込みをしなかった。
- ケ こどもの森から着工時期に遅れが生じ、令和4年4月1日の開所が困難である との申入れがあったため、同年7月1日に開所を延期する旨を市が公表(令和3 年11月19日)
- コ 本件保育所の整備予定地でボーリング調査が開始された(令和4年3月5日)。
- サ 前記力の覚書の内容のうち、整備履行期限を同年3月31日から同年6月30日に、開所日を同年4月1日から同年7月1日に、それぞれ変更する覚書を締結 (同年3月31日)
- シ 本件保育所の整備予定地の地盤が軟弱であることが判明し、施工方法を変更する必要が生じたため、同年7月1日の開所を同年10月1日に延期する旨を市が公表(同年4月27日)
- ス 本件保育所の整備予定地の南西側道路に面する部分の擁壁及び崖が崩され、スロープ状に変更される工事が施工された(同年6月24日及び25日)。
- セ 前記サにより変更した前記力の覚書の内容のうち、整備履行期限を同年6月3 0日から同年9月30日に、開所日を同年7月1日から同年10月1日に、それ ぞれ変更する覚書を締結(同年6月30日)
- ソ 整備費補助金及び整備施設賃借料の交付申請の受理(同年8月4日)
- タ 整備費補助金の交付決定(同月24日)

チ 整備施設賃借料の交付申請の取り下げ(同月26日)

(2) 本件事業等について

ア 本件事業について

本件事業は、保育事業者が賃貸物件を自ら確保し、認可保育所を整備するものであり、応募のあった保育事業者の中から、選定委員会の評価・選定を経て、設置・運営法人として市長が決定する(以下「法人決定」という。)。なお、本件事業の実施にあたって根拠となる具体的な法令の規定はない。

イ 近隣住民等への説明について

市によれば、本件事業の応募にあたり、保育事業者が行う近隣住民等への事前周知及び配慮に関する根拠法令はなく、令和3年度川崎市民間事業者活用型保育所等整備法人募集要項(令和4年4月開所 第2次募集。以下「募集要項」という)にのみ定めたものである。募集要項の「Ⅲ 施設整備等の条件」の「4 その他整備計画に関する要件」に「(1)近隣住民等への説明及び配慮等」を定め、「本事業への応募に当たっては、あらかじめ近隣住民等(地元自治会町内会、保育所・川崎認定保育園、幼稚園等を含む。)に対し、当該応募についての説明を真摯に行い、理解を得ること。(近隣住民等への説明状況によっては、応募をお受けできない場合があります。)」との記載(以下「近隣住民等への事前周知及び配慮に関する記載」という。)がある。

募集要項の近隣住民等への事前周知及び配慮に関する記載により行われる近隣住民等に対する当該応募についての説明(以下「近隣説明」という。)とは、当該保育所の近隣住民等に対する当該応募についての事前の説明をいい、市では、応募にあたり、近隣説明を地域の理解を得る上で重要なプロセスと考えており、こどもの森に対しても近隣説明を丁寧に行うよう指導しているとしている。

他方、それぞれの応募物件ごとに立地条件等が異なり、各々事前周知が必要な 範囲も異なるため、具体的な基準もないことから、地域の住民に周知するために、 募集要項において地元自治会町内会を含めて事前周知するよう記載している。

一般的に、各保育事業者は、選定後に開所に向けて整備計画を詳細に精査していくため、応募時点では不確定な事項も多いことから、募集要項に記載された説明については、あくまで整備予定地に関して本件事業への応募を事前周知することで、整備計画について近隣住民等に知ってもらうという位置付けであり、ポスティングなどによる事前周知も認めている。

ウ 整備費補助金について

整備費補助金は、建築物の改修等に必要な費用(施設整備費、設計監理費、設計費、備品等に必要な経費)を補助対象経費としており、補助対象経費の4分の3(整備する保育所の定員及び認可基準を満たす専用の屋外遊戯場の有無に応じた補助金上限額まで)が交付される。設置・運営法人は、川崎市民間事業者活用型保育所整備費補助金交付要綱(以下「整備費補助金交付要綱」という。)第2条第1項に定める「本市が計画し、かつ決定した保育所の設置・運営法人等」にあたるので、整備費補助金交付要綱に則って整備費補助金の交付申請が可能となり、整備費補助金交付要綱第7条に基づき、改修工事の請負契約締結前に、設置・運営法人が必要な書類を添えて交付申請を行う。申請があった場合、整備費補助金交付要綱第8条に基づいて、交付申請書及び関係書類の内容を審査して、補助の適否及び金額を決定し、設置・運営法人に補助金交付指令書により通知する。なお、整備費補助金の交付決定は、法人決定とは別に、改めて市が交付の適否等を決定するものであり、交付決定後であっても、交付手続を適正に行わない場合等は、整備費補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 監査委員の判断

(1) 整備費補助金を交付することが違法又は不当といえるか

請求人らは、本件請求の理由として、こどもの森における整備費補助金の交付申請が虚偽の申請であること等を掲げ、補助金の返還等について定める整備費補助金交付要綱第12条の規定のうち、同条第2号の「不正な手段をもって補助金の交付を受けたとき」にあたる旨を主張していると解されることから、整備補助金を交付することが違法又は不当といえるかについて、以下、検討する。

ア 近隣説明の状況等について

請求人らは、募集要項に近隣説明に関する記載があるところ、こどもの森が本件事業への応募に際し、事前に近隣説明を行った事実がないのにもかかわらず、近隣住民を訪問し、一部には口頭で説明し、不在者にはポスティングをしたとする旨を市に報告して法人決定を受け、設置・運営法人として整備費補助金交付要綱第2条第1項に定める補助対象者となり、整備費補助金の交付申請を行ったものであるから、当該申請が虚偽の申請に基づくものである旨主張する。

しかしながら、近隣説明については、整備費補助金交付要綱には定めがなく、 募集要項でのみ定められているところ、保育事業者が保育所を開設しようとする 場合に近隣説明を必ず実施して近隣住民等の承諾や同意を得なければならないと する旨を定めた法令等の根拠は存しない。 そして、前記第4の1(2)イ記載のとおり、募集要項における近隣説明とは、あくまで整備予定地に関し、本件事業への応募を事前周知することで、整備計画について近隣住民等に知ってもらうという位置付けであり、ポスティングなどによる事前周知も認めているところである。

前記第4の1(1)の事実経過によれば、市は、こどもの森が提出した本件事業の申込書の内容により、本件保育所の近隣説明の状況等を確認し、また、こどもの森に対して実施したヒアリングによっても確認しており、こどもの森と請求人らを含む近隣住民との間に近隣説明の状況や方法等に相違点があったとしても、それを以て、ただちに本件保育所の開設に関する整備費補助金の交付が整備費補助金交付要網第12条第2号の「不正な手段をもって補助金の交付を受けたとき」にあたるとまで認めることは困難である。

この点について、請求人らは、こどもの森が法人決定を受けた後、近隣住民が不在なまま、本件保育所の開設に関する説明会が強行された旨を主張するが、保育所の開設にあたり、保育事業者が市の職員が参加した形で近隣住民への説明会を開催しなければならないとする根拠等はなく、近隣住民が市の職員が参加しないことを不満として説明会への参加を表明せず、実質的に住民不在のまま説明会が実施されたとしても、財務会計行為の違法もしくは不当にあたるとはいえない。よって、請求人らの上記主張は採用できない。

イ 本件保育所の工事等について

請求人らは、本件請求の理由として、本件保育所の整備予定地の工事において、 法令違反の建物の工事が行われており、また、威嚇要員を用いた現地での作業が 強行され、工事施工にも問題があるなどと主張する。

しかしながら、市の所管部署が現地を確認したところ、当初計画していた敷地中央側の工事を行うにあたり、施工上、一時的に崖をスロープ状にしていたものであって、計画変更して当初申請された建築物以外の建築をしていた状況ではないため、当該時点では関係法令に違反している状況ではないことが確認されている。その他、請求人らが主張する事実を裏付ける客観的な証拠が示されておらず、財務会計上の違法もしくは不当にあたるとは認められない。よって、請求人らの上記主張は採用できない。

ウその他

請求人らは、こどもの森に対する法人決定及び本件保育所整備の延期決定について、明確な審査基準が存在しない中で行われたものであり、行政手続法(平成5

年法律第88号)第5条第1項及び第3項の規定に違反する旨を主張するが、これらの決定はいずれも法令に根拠があるものではなく、同法第2条第1項第2号の処分とは解されないものであることから、審査基準に関する行政手続法の規定が適用されるものではない。

その他、請求人らが縷々主張する内容は、整備費補助金の交付が違法又は不当にあたる理由とは足りえず、いずれも採用できない。

(2) 結論

以上のとおり、整備費補助金の交付を差し止めるべき違法又は不当な点があるとは認められず、請求人らの主張にはいずれも理由がない。

よって、本件措置請求は、前記第3の3のとおり、本件保育所の開設に関する設置の認可の停止を求めるとする点及び整備賃借料の交付の停止を求めるとする点については、法第242条の要件を欠き不適法であるため、これを却下することとし、その余については、請求人らの主張に理由がないため、これを棄却する。

3 意見

監査結果は、以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

法第242条に基づく住民監査請求は、財務会計上の行為又は怠る事実に違法又は 不当な点があるかどうかを監査するものであって、地域住民における行政への不信感 の解消や発生した紛争の解決を目的とするものではないため、本件措置請求について は前記2(2)の結論のとおりだが、以下のとおり付言する。

募集要項Ⅲ4の「(1)近隣住民等への説明及び配慮等」のウでは、「選定後においては、近隣住民等に対し、事業計画や運営等について適宜説明や調整を真摯に行うとともに、苦情・紛争等についても、応募法人の責任において、誠意を持って対応すること。」とされているとおり、入所児童が安心して健やかに保育所での生活を送ることが児童福祉の向上を図るという保育施策の目的に合致するところであるので、相互の信頼関係を醸成すべく、誠実かつ真摯な対応が図られることを要望するものである。

川崎市職員措置請求書

令和4年8月16日

川崎市監査委員 殿

請求人 (※氏名省略)

以下のとおり外部監査人による監査を求めます。

1、請求の要旨

(1) 川崎市こども未来局による行為

川崎市こども未来局子育て推進部保育所整備課(以下、「川崎市こども未来局」と略す)は、下記の株式会社こどもの森による保育園の開設に関し、以下の a ~ d に示す行為を行なった、または行なおうとしている。

- ① 建物名 (仮称)まなびの森保育園鷺沼
- ② 建設地住所 川崎市宮前区鷺沼4-2-8

a. 法人決定

令和3年5月26日に、川崎市こども未来局は、株式会社こどもの森を宮前区鷺沼4-2-8における保育園の開設者とする法人決定を行なった。添付書類1は、川崎市こども未来局から令和3年11月1日に送付された資料である。

b. 保育所整備延期の決定

川崎市こども未来局は、延期を規定した審査基準が存在しないなか担当者の勝手な判断により、株式会社こどもの森による保育園の開設につき、開所予定を令和4年7月1日とする保育所整備延期の決定(以降「一回目の延期」と呼ぶ)を令和3年11月19日に、開所予定を令和4年10月1日とする保育所整備延期の決定(以降「二回目の延期」と呼ぶ)を令和4年4月27日に行なった。当該保育所整備延期の決定は、株式会社こどもの森による保育園開設の認可、補助金、土地賃借料の補助を認めることを目的としたものであるといえる。添付書類2、添付書類3は、保育所整備延期の決定を示す資料である。

c. 補助金の給付(保育園開設の認可に基づく)

川崎市こども未来局は、株式会社こどもの森による保育園の開設を認可し、補助金を給付しようとしている。上記「a. 法人決定」は「c. 補助金の給付」を行う前提で決定されており、「a. 法人決定」と「c. 補助金の給付」は個別に独立して判断されるものではない旨、川崎市こども未来局から聞いている。補助金として給付される額は、保育児童60人であるところ5,400万円である。保育園開設の認可、補助金の給付を行うため、「b. 保育所整備延期の決定」は、川崎市こども未来局により意図的に行われた。添付書類4は、川崎市こども未来局により発行された「川崎市民間事業者活用型保育所等整備法人募集要領」の補助金の給付にかかる資料である。

d. 賃借料の補助

川崎市こども未来局は、株式会社こどもの森による保育園に対し賃借料として一定の金額を給付していると聞く。賃借料の補助として給付される額は、保育児童60人であるところ、511,500円である。添付書類4は、川崎市こども未来局により発行された「川崎市民間事業者活用型保育所等整備法人募集要領」の賃借料の補助にかかる資料である。

法第242条に規定する住民監査請求は、違法若しくは不当な公金の支出等の財務会計上の行為がある場合、または当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合などに、必要な措置を講ずべきことを請求できる制度である。

2022年6月29日に開催された川崎市議会において川崎市こども未来局は「現時点で工事は着実に進行していると聴いている。10月1日に開設できるものと考えている。」と発言している。添付書類5は、2022年6月29日に開催された川崎市議会にかかる議事録を示す資料である。したがって上記の「c. 補助金の給付」、「d. 賃借料の補助」にかかる公金の支出等の財務会計上の行為が相当の確実さをもって予測される場合に該当し、本件は、住民監査請求の対象となり得るものと言える。

(2) 川崎市こども未来局による行為が違法または不当である理由

(2-1) 時期を渡過しても開設されない保育園に、補助金等が支払われることは不当である

当初の開設時期である令和4年4月1日を渡過しても、当該保育園は開設されていない。

開設されてない保育園に対し保育園開設の認可、補助金、土地賃借料の補助を認めることは不当である。

一回目の延期により新たな開設時期とされた令和4年7月1日を渡過しても、当該保育園は開設されていない。開設されてない保育園に対し保育園開設の認可、補助金、土地賃借料の補助を認めることは不当である。

二回目の延期により新たな開設時期は令和4年10月1日とされた。しかしながら、工事の進捗を鑑みるに令和4年10月1日に保育園の開設がされないことも予測される。新たな開設時期とされた令和4年10月1日を渡過しても当該保育園が開設されないのであれば、開設されない保育園に対し保育園開設の認可、補助金、土地賃借料の補助を認めることは、更に不当である。

(2-2)審査基準が不存在であることは違法である

当初、本件の開設時期は、令和4年4月1日であった。川崎市こども未来局により発行された「川崎市民間事業者活用型保育所等整備法人 募集要領」の11頁には「令和4年4月1日開所を厳守します。令和4年3月末までに工事が完了しない場合や令和4年4月1日開所ができない場合は、原則として施設整備費等の補助対象外となります。」との記載がある(添付書類6)。当該規定の文章は、下線が施され強調されているとともに強い文章にて記載されており、到底参考記載であると解すとはできない。また、同募集要領には、令和4年4月1日の開所予定を延期できる旨の記載はない。

そもそも、当該保育園整備延期の決定の基となった法人決定は、明確な審査基準が存在しない中で行われ、行政手続法第5条第1項、第3項に違反する。当該保育園整備延期の決定は、川崎市こども未来局の担当者の勝手な判断により行われた。当該保育園整備延期の決定は、明確な審査基準が存在しない中で行われ、行政手続法第5条第1項、第3項に違反する。行政手続法第5条第1項、第3項は、行政処分は審査基準に基づき行われなければならない旨、規定する。

川崎市こども未来局は、数次にわたり「審査基準に代替し、募集要領により審査を行っている」旨、主張する。一方、川崎市こども未来局は、「募集要領にかかる規定は参考までに記載した訓示規定である」、「審査において判断されない」、「募集要領は事業者向けに作成したものである」とも主張する。このことは前述の「審査基準に代替し、募集要領により審査を行っている」旨の主張と大いに矛盾する。これらの主張は、審査基準が存在しないことの自白である。川崎市こども未来局による弁明は破綻している。川崎市こども未来局の担当者が、勝手に後付けで無理な理由を付けてこどもの森を擁護していると解される。川崎市こども未来局は、株式会社こどもの森に対し便宜を図っている。

(2-3) 株式会社こどもの森による虚偽の申請を容認したことは不当である

令和3年5月26日に、川崎市こども未来局は、審査基準が存在しないなかで株式会社こどもの森を宮前区鷺沼4-2-8における保育園の開設事業者とする「法人決定」を行なった。当該法人決定は、株式会社こどもの森による虚偽の申請に基づき行われた。審査基準が整備されていれば虚偽の申請が許されることもなかった。したがって、審査基準が存在しないなかでなされた株式会社こどもの森を宮前区鷺沼4-2-8における保育園の開設事業者とする「法人決定」は、無効である。上記の(2-2)に記載した通り、審査基準が存在しないなかで行われた法人決定は、行政手続法第5条第1項、第3項に違反する。

令和3年9月13日前に保育園の開設予定があることを知る近隣住民は皆無であり、保育園の開設を理解した者または同意した者は、存在しなかった。たまたま元の土地所有者とお話しする機会があり、保育園が開設される可能性があると聞いた関係で、2021年9月13日に川崎市こども未来局子育て推進部保育所整備課に電話にて問い合わせ、近隣住民は初めて保育園開設の予定を知った。

株式会社こどもの森は、「令和3年3月26日に近隣17軒を訪問し5世帯の方には説明し、不在の方にはポスティングを行なった」旨、保背園の開設にかかる申請書類において主張するが、この報告は虚偽である。添付書類7は、「近隣住民に対し説明を行った、またはポスティングによるチラシの配布を行った」とする、株式会社こどもの森により捏造された資料である。

株式会社こどもの森により作成された資料における①~⑰にかかる宮前区鷺沼4丁目近隣住民(以降、「近隣住民」と略して記す)は、「保育園の開設について説明」を受けておらず、「ポスティングによるチラシの配布」も受けていないことを証言した。添付書類8に証言にかかる証拠書面を添付する。近隣住民は、株式会社こどもの森により作成された添付書類7における①~⑰の世帯に対し、戸別に聞き取りを行い「保育園の開設について説明」を受けておらず、「ポスティングによるチラシの配布」も受けていない旨の証言を得た。署名に記載された番号は、株式会社こどもの森により作成された添付書類7に記載された1~17の番号に相当する。さらに、添付書類9に、周辺住民を含む38世帯の署名を添付する。

令和3年2月~5月に、株式会社こどもの森は、「令和3年3月26日に近隣17軒を訪問し5世帯の 方には説明し、不在の方にはポスティングを行なった」旨の申請番類を、川崎市に対し提出した。しかし ながら当該文書は虚偽である。当該申請書類に示された①~⑰にかかる宮前区鷺沼4丁目近隣住民は、前 述のとおり当該文書が虚偽であることを証言した。株式会社こどもの森による当該虚偽の文書による申請 は、「私文書偽造〕刑法第159条3項に該当する蓋然性が高い。

川崎市こども未来局により発行された「川崎市民間事業者活用型保育所等整備法人 募集要領」の14 頁には「近隣住民への説明及び配慮等」の項目に「あらかじめ近隣住民等に対し、当該応募についての説明を真摯に行い、理解を得ること(近隣住民への説明状況によっては、応募をお受けできない場合があります)」との記載がある。当該規定の文章は、下線が施され強調されているとともに強い文章にて記載されており、到底参考記載であると解すとはできない。川崎市こども未来局は、「当該規定は参考までに記載した訓示規定である」、「審査において判断されない」、「募集要領は事業者向けに作成したものである」旨、主張する。このことは前述の「審査基準に代替し、募集要領により審査を行っている」旨の主張と大いに矛盾する。これらの主張は、審査基準が存在しないことの自白である。川崎市こども未来局による弁明は破綻している。川崎市こども未来局の担当者が、勝手に後付けで無理な理由を付けてこどもの森を擁護していると解される。川崎市こども未来局は、株式会社こどもの森に対し便宜を図っている。

川崎市こども未来局は、「文書が虚偽であっても審査に影響しない」旨の主張をするが、問題は、「審査に影響があるか」ではなく、「虚偽の文書による申請がされたか」にある。虚偽の文書が川崎市に提出されれば、審査に影響するかにかかわらず [私文書偽造] 刑法第159条3項違反となる蓋然性が高い。審査への影響は、単に量刑の軽重に留まるといえる。

仮に、虚偽による申請が許されるのであれば、保育園の申請にとどまらず、川崎市に対する全ての申請

(例えばコロナ持続化給付金や補助金の申請) にまで影響を与える前例となる。

川崎市こども未来局は、後付けで無理な理由にてこどもの森を擁誰する姿勢が目立つ。川崎市こども未来局は、虚偽の申請によりこどもの森に騙されたのであるから、怒りをもって対応すべきところであるにもかかわらず、擁護する姿勢であり、大いに違和感がある。

株式会社こどもの森による虚偽の申請を容認し、法人決定を行なったことは不当である。さらに、虚偽の申請に基づき、株式会社こどもの森の保育園開設の認可、補助金、土地賃借料の補助を認めることは不当である。

川崎市こども未来局は、「市としては、選定手続きは問題なかった」旨、主張するが誤りである。株式会社こどもの森による虚偽の申請を容認したのであるから、市による手続きには問題があった。

(2-4) 要綱の規定に違反する

「川崎市民間事業者活用型保育所整備費補助金交付要綱」の第12条(2)は、「不正な手段をもって補助金の交付を受けたときは、補助の決定を取り消す、または補助金の返還を命ずる」旨、規定する。上記(2-3)のとおり、株式会社こどもの森は、虚偽の記載により保育園開設にかかる申請を行なった。虚偽の申請に基づき、株式会社こどもの森の保育園開設の認可、補助金の交付を認めることは不当である。

「川崎市民間事業者活用型保育所整備施設賃借料補助要網」の第9条(1)は、「偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消す」旨、規定する。上記(2-3)のとおり、株式会社こどもの森は、虚偽の記載により保育園開設にかかる申請を行なった。虚偽の申請に基づき、株式会社こどもの森の土地賃借料の補助を認めることは不当である。

(2-5) 児童の減少にもかかわらず補助金等の交付を認めることは不当である

川崎市こども未来局から入手した「保育園の待機児童数」に関する資料によれば、令和3年、4年の川崎市における保育園待機児童はゼロである。待機児童はゼロであるにもかかわらず、税金を原資とする過分な補助金を民間業者に支払ってまで保育園を増設することは、税金の使い方として不当である。添付書類10に、川崎市こども未来局から入手した「保育園の待機児童数」を示す資料を添付する。

一方、定員に満たない保育園も出ており「在籍する児童の減少に伴って運営費が減り維持できるか不安」 との声が寄せられていると聞く。添付書類11に、「待機児童急減、園は運営不安」を報じる2022年 7月13日付け朝日新聞朝刊第1面の記事にかかる資料を添付する。

また、2022年7月28日のNHKニュースにより、東京都23区の認可保育所2,526施設のうち、半数に当たる1,351施設において園児の定員を満たさず、経営に支障を来すおそれがあることが報じられた。保育園における定員割れの傾向は、各地において顕著であり、新規の保育園開設を認めること、および補助金等の交付を認めることは不当である。

(2-6) その他A

[これまでの株式会社こどもの森による不正行為または不誠実なる行為について]

本件は、以下に示す「社会通念上正義の観念に反するような特段の事情」を有する。

最高裁昭和60年7月16日第三小法廷判決・民39巻5号989頁(昭和55(オ)309)によれば、「社会通念上正義の観念に反するような特段の事情が存在する場合は、処分を留保することは違法に想到しない」との解釈が成立する。

また、最高裁平成17年12月7日最高裁判所大法廷(平成16 (行ヒ) 114)の最高裁判決によれば、「根拠規定にのみ固執すべきでなく、行政庁はリスクから周辺住民を保護する義務がある」との解釈が成立する。また、同判決は「行政庁は事業認可に当たって、マイナスの影響をも含めた諸利益の調整を十分に行うべき義務を負わされているといえる」旨述べる。したがって川崎市は、マイナスの調整とし

て、株式会社こどもの森の保育園開設の認可をしないこと、補助金等の交付を認めないことが必要とされる。

株式会社こどもの森は、宮前区鷺沼4-2-8における保育園の開設に関し以下の「社会通念上正義の観念に反する」行為を行なった。上記と重複する部分もあるが、株式会社こどもの森の行為を下記に列挙する。株式会社こどもの森の行為は、下記のとおり異常を極める。株式会社こどもの森は、川崎市による指導を無視して工事を推進しているといえる。このような事業者が、近隣に保育園を開設することに恐怖を覚える。

(A1) 川崎市に対し虚偽文番を提出したこと

令和3年2月~5月に、株式会社こどもの森は、「令和3年3月26日に近隣17軒を訪問し5世帯の 方には説明し、不在の方にはポスティングを行なった」旨の申請書類を、川崎市に対し提出した。しかし ながら当該文書は虚偽である。当該申請書類に示された①~⑰にかかる宮前区鷺沼4丁目近隣住民は、当 該文書が虚偽であることを証言した。株式会社こどもの森による当該虚偽の文書による申請は、[私文書 偽造]刑法第159条3項に該当する蓋然性が高い。また、補助金等を受けるのであれば[詐欺]刑法第 246条違反に該当するといえる。

(A2) 近隣住民に秘密のうちに保育園の建設を推進しようとしたこと

令和3年9月13日前に宮前区鷺沼4-2-8における保育園の開設予定があることを知る近隣住民は皆無であり、保育園の開設を理解した者または同意した者は、存在しなかった。たまたま元の土地所有者とお話しする機会があり、保育園が開設される可能性があると聞いた関係で、2021年9月13日に川崎市こども未来局子育て推進部保育所整備課に電話にて問い合わせ、近隣住民は初めて保育園開設の予定を知った。

さいたま市南区文蔵三丁目20、および横浜市港北区箕輪町における同社による保育園開設においても同様の行為がなされている。株式会社こどもの森のこのような行為は、計画的であり常習的であるといえる。

(A3) 近隣住民に真摯な説明を行なわないこと

a. 近隣住民への不誠実な訪問

令和3年9月15日、21日に株式会社こどもの森の担当者は、予告なく不意打ちにより、一方的に戸別に近隣住民の訪問を試み、「そこ(宮前区鷺沼4-2-8)に、保育園を建設する予定ですのでよろしく」との一言で帰ろうとした。

令和3年11月11日に株式会社こどもの森の担当者は、「資料を渡したい」との理由により予告なく不意打ちにより、一方的に戸別に近隣住民を訪問した。当該担当者は経営理念のような書面を近隣住民数名に渡して帰った。

これらをもって「近隣住民に対し説明を行い、近隣住民の理解を得た、または同意を得た」としたいとの意図は明白で、株式会社こどもの森の対応は、極めて不誠実である。また、近隣住民によっては恐怖を覚えた者もいた。

株式会社こどもの森は、上記をもって数次にわたり川崎市に対し、「近隣住民への説明を完了した」との報告を行なっているが、事実と異なる。

b. 近隣住民不在の説明会

近隣住民は、開催日時、参加人数、川崎市の参加等について説明会に関する希望をこどもの森に対し連絡していたが、令和3年10月29日に近隣住民の希望に沿わない、形ばかりの「説明会(これを説明会と呼ぶかは疑問である)」が強行された。こどもの森の関係者とみられる観客2名程度(所謂「サクラ」と思われる)のみの参加であるにもかかわらず、当日訪れた近隣住民の入室は、こどもの森の妨害用員に

より妨害され、拒絶された。つまり近隣住民の参加不在とみられる「説明会」であった。また、訪れた近隣住民は、こどもの森の妨害用員により当該「サクラ」と思われる2名に話しかけることを妨害された。 依然、株式会社こどもの森は、説明会の開催を拒んでいる。

近隣住民に真摯な説明が行なわれないまま、工事が開始された。

(A4) 威嚇用員を使い現地における作業を強行したこと

令和4年3月5日に、株式会社こどもの森は、近隣住民に対する一切の予告なしに現地においてボーリングと思われる作業を強行した。当日、作業者の車両、クレーン車、機械搬送車の他、ワゴン車2台の合計5台程度の車両が突然、現地宮前区鷺沼4-2-8に訪れた。作業者は4名程度であったと思われるが、当該4名の他に、5名~8名の屈強なる者が、分乗していた2台のワゴン車から現れた。当該5名~8名は、特段作業を行うわけでもなく、その態度、風貌、言動から察するに我々近隣住民を威嚇するために訪れたものと考えられる(当日の動画記録を提出する準備あり)。当該5名~8名は、我々近隣住民が、作業者に話しかけることを妨害した。その結果、現地においてボーリングと思われる作業を強行した。

このような株式会社こどもの森の行為は、反社会勢力と類似するものと評価することができる。川崎市は、反社会勢力を排除している。反社会勢力と類似する株式会社こどもの森を、川崎市から排除することを要求する。

(A5) 確認申請手続きなく擁壁および崖の工事を行なったこと

当該土地の南西側の道路に面する部分は、約3メートルの擁壁および崖であった。しかしながら、当該 擁壁および崖は、6月24日、25日の工事により崩され、スロープ状に変更された。

当該擁壁および崖をスロープ状に変更する工事は、建築基準法に基づく確認申請手続きが必要とされるが、確認申請手続きはなされておらず、違法である。「宅地造成に関する工事の技術指針第2改定版(H22.8.1)」によると、「擁壁の高さが2mを超える場合は、建築基準法に基づく句作物の確認申請手続きが必要となる。」と明記されている。本件において、当該擁壁および崖をスロープ状に変更する工事について、確認申請手続きはなされていない。したがって、建築基準法違反となる。

また、川崎市に提出された図面によると、既存の擁壁を残すとの記載となっており、図面と異なる工事が実行された。

スロープ状に擁壁および崖を変更した理由は、「工事用の重機がキャタピラにて自走して敷地内に入れるようにするため」とのことである。当該スロープは、当該土地の南西側の道路に面する部分から、当該土地の北東方向に15メートル程度、構成された。2022年6月24日金曜日、6月25日土曜日に工事が行われた理由は、休日または週末の時間帯に工事を行い、行政の介入を免れるためであり背信的悪意に基づくものであると思われる。

上記の建築基準法違反にかかる工事により、作業は一定期間停止することとなり、工期は遅延するものと考えられる。当該工期遅延は、運営法人の違法な工事に起因するものである。したがって、「運営法人の責に帰さない不測の事態」に該当せず、開所予定を令和4年10月1日より更に延期する理由になり得ない。

擁壁および崖をスロープ状に変更する工事の後、何ら是正措置は行われていない。さらに南西側の道路に対し高さ約3メートルであった土地の基準面を、高さ約0メートルに変更する工事が行われた。当該工事により、高さ約5.5メートルであった北東側の崖は、高さ約8メートルとなった。事業者は、川崎市による指導を無視して工事を推進しているといえる。

(A6) 事業主および土地の所有者について

当該保育園の事業主は、株式会社オリエンタルメインテナンス(電話番号042-576-6600)

となっている。当該電話番号に電話すると「株式会社こどもの森です」とのことで、「株式会社オリエンタルメインテナンスをお願いします」と言っても、電話口の者は「株式会社オリエンタルメインテナンス」が何であるかすら、わからない様子であった。また、株式会社オリエンタルメインテナンスの所在地は、当初世田谷区大蔵となっていたが、7月に東京都国分寺市泉町1丁目2471-22に変更された。しかしながら、当該住所に株式会社オリエンタルメインテナンスは見当たらない。そもそも当該住所は東京都国分寺市に不存在の地番であった。

以上より、株式会社オリエンタルメインテナンスなる会社の実体は不存在であり、仮に存在するとして も株式会社オリエンタルメインテナンスと株式会社こどもの森は同一の法人であると考えられる。

また、当該土地の所有者である株式会社プチ・ナーサリーは、株式会社こどもの森と実質同一であると聞く。「川崎市民間事業者活用型保育所等整備法人 募集要領」は、土地を賃貸借して保育園を開設することを前提としている。しかしながら、本件において、土地の所有者とのことである株式会社プチ・ナーサリーと、保育園の開設事業者である株式会社こどもの森は、実質同一であると考えられ、土地賃借料の補助、補助金の交付を認めることは不当である。

(A7) その他

株式会社こどもの森は、「自治会長に報告した」とのことであるが、我々宮前区鷺沼4丁目近隣住民は、不知である。自治会長と思われる人物は、近隣住民ではなく、本件に利害のない単なる部外者である。我々宮前区鷺沼4丁目近隣住民は、自治会長と思われる人物から本件に関し何ら聞いていない。自治会長と思われる人物は、選挙で選出されたわけでもなく、ましてや我々宮前区鷺沼4丁目近隣住民は従う関係にない。したがって「自治会長に報告した」ことなど、何の意味もなさない。(A1)~(A6)に記載した、株式会社こどもの森の行為にかかる事実は覆らない。また、川崎市の決定が行政手続法第5条第1項、第3項に違反する事実は覆らない。

(2-7) その他B

(B1) 建築物の安全性について

当該保育園の建設予定地(宮前区鷺沼4-2-8)の北東部分は、崖となっている。当該崖は、高さ約5.5メートル、勾配角度70度であり、崖の定義であるこう配が30度を超え、高さは3メートルを超えている。当該土地に保育園を建築することは、以下の理由により危険である。

- a. 当該崖は、川崎市により土砂災害警戒区域に指定されている。
- b. 当該崖は、検査済証が発行されていない擁壁であり、安全が担保されていない。
- c. 昨今、豪雨も非常に多く、土砂崩れによる被害が全国各地で発生している。2022年5月1日に横浜市中区の一般住宅地において、5月13日に長崎市の一般住宅地においても、突然崖崩れが発生した。大阪西成では崖崩れに加え、崖上の住宅が崩落した。横浜市中区の例では、8世帯19人に対し避難指示が発せられた。宮前区鷺沼4-2-8においても、当該崖は、土砂崩れおよび、崖上の住宅の崩落を引き起こす可能性がある。

保育園のような重量物を建築した場合、崖崩れの発生する可能性は一層高くなる。崖崩れは、大阪西成のように工事中に発生する場合もあるが、横浜市中区のように工事中でなくても突然発生する場合もある。保育園の建設にかかる特殊な工事、振動、建築物の重量により、工事中または保育園開設後に、崖崩れおよび、崖上の住宅の崩落を引き起こす可能性が高い。

(B2) 建築物が保育園であることについて

当該土地に保育園を建築することは、以下に鑑み不適切である。

a. 保育園は重量物であり、保育園の建設にかかる大掛かりな工事、振動、建築物の重量により、工事中または保育園開設後に、崖崩れおよび、崖上の住宅の崩落を引き起こす可能性が高い。

- b. 保育園の建物のみならず園庭、砂場、遊具、プールなどが当該崖の土砂崩れおよび、崖上の住宅の崩落により被害を受ける可能性があり極めて危険であると言わざるを得ない。また、開設予定とされる保育園は、園児60名を予定していると認識している。60名もの園児が当該土地の崖の近傍に入らないことは、保育園という施設の性格上困難であると考えられる。崖崩れの土砂、崖上の住宅の崩落に園児が飲まれる可能性があり極めて危険である。
- e. 崖崩れ発生時における当該保育園の園児の避難は困難である。横浜市中区の例では、8世帯19人に対し避難指示が発せられた。当該保育園の園児に対しても避難指示が発せられると考えられるが、避難場所の確保も難しく、60名もの園児の避難は困難である。
- f. 当該土地に一般住宅が建築される場合、一般住宅の所有者、専有者は、崖の危険性を理解した上で住宅を建設または専有する。崖に対する対策の程度は、一般住宅の所有者により費用等に応じ判断される。 この点において、崖崩れの被害に対する責任の一端は、崖下の一般住宅の所有者にもあるといえる。

しかしながら、当該土地に保育園が建築される場合、保育園の園児および保護者は、崖の危険性について理解していない。また、園児および保護者は、崖に対する対策を行うことができない。崖崩れにより60名もの園児に被害が発生した場合、重大な争議に発展する可能性がある。

当該60名の園児は、ご両親からお預かりした尊い生命であり、園児を危険に接近させることは、断じて許されない。安全の観点から、宮前区鷺沼4-2-8における保育園を建設することは、全く以って不適切であると言わざるを得ない。崖の安全性が担保されているとはいえず、川崎市建築基準条例 第5条に違反する。川崎市建築基準条例を満たさないことは「川崎市民間事業者活用型保育所等整備法人 募集要領」に違反する。

(3) 市に生じる損害

給付金が川崎市により株式会社こどもの森に支払われたのであれば、本来支払う必要のない「c. 補助金の給付(保育園開設の認可に基づく)」、「d. 賃借料の補助」にかかる損害が川崎市に生じる。

(4) 求める措置

上記に基づき以下の措置を求める。

a. 保育園認可の停止

開設時期である令和4年4月1日(当初)、令和4年7月1日(一回目の延期による)を渡過しても、保育園は開設されていないのであるから、株式会社こどもの森による宮前区鷺沼4-2-8における保育園開設の認可の停止を求める。また、令和4年10月1日(二回目の延期による)を渡過しても当該保育園が開設されないのであれば、当該保育園に対し保育園開設の認可を行うことは、更に不当であり、株式会社こどもの森による宮前区鷺沼4-2-8における保育園開設の認可の停止を求める。

b. 補助金の給付の停止

開設時期である令和4年4月1日(当初)、令和4年7月1日(一回目の延期による)を渡過しても、保育園は開設されていないのであるから、株式会社こどもの森による宮前区鷺沼4-2-8における保育園開設に関する補助金の給付の停止を求める。また、令和4年10月1日(二回目の延期による)を渡過しても当該保育園が開設されないのであれば、当該保育園に対し補助金の給付を行うことは、更に不当であり、株式会社こどもの森による宮前区鷺沼4-2-8における保育園開設に関する補助金の給付の停止を求める。

c. 賃借料の補助の停止

開設時期である令和4年4月1日(当初)、令和4年7月1日(一回目の延期による)を渡過しても、

保育園は開設されていないのであるから、株式会社こどもの森による宮前区鷺沼4-2-8における保育園開設に関する賃借料の補助の停止を求める。また、令和4年10月1日(二回目の延期による)を渡過しても当該保育園が開設されないのであれば、当該保育園に対し賃借料の補助を行うことは、更に不当であり、株式会社こどもの森による宮前区鷺沼4-2-8における保育園開設に関する賃借料の補助の停止を求める。

2. 個別外部監査を求める理由

以下の理由により監査委員による監査に代えて、個別外部監査人による監査を必要とします。

令和4年4月1日に当該保育園の開設ができないと見込まれたため、川崎市は、『特例にて』2度にわたり「b.保育所整備延期の決定」を行なった。「川崎市民間事業者活用型保育所等整備法人 募集要領」に「令和4年4月1日開所を厳守」する旨の記載があるが、正当な理由なく、これを無視し保育園の開設を強引に推進しようとしている。株式会社こどもの森を『特例にて』扱う理由は存在しない。川崎市こども未来局は、株式会社こどもの森に対し便宜を図っている。

このような偏った考えを有する川崎市に、自浄作用があるとは考えられないため、監査委員による監査 に代えて、個別外部監査人による監査を求めます。

3. 請求者

請求人 (※氏名省略)

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて 同法第252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて、個 別外部監査人による監査を行うことを求めます。

4、添付書類

(1) 添付書類1	川崎市こども未来局から送付された資料	1通
(2) 添付書類2	まなびの森保育園鷺沼(令和4年4月開設予定)の整備延期	
	を通知する資料	1通
(3) 添付書類3	まなびの森保育園鷺沼(令和4年7月開設予定)の整備延期	
	を通知する資料	1通
(4) 添付書類4	補助金に関する募集要領の記載を示す資料 (抜粋)	1通
(5) 添付書類 5	2022年6月29日開催の川崎市議会議事録	1通
(6) 添付書類 6	4月1日厳守を示す募集要領の記載を示す資料(抜粋)	1通
(7) 添付書類7	株式会社こどもの森により作成された資料	1通
(8) 添付書類8	近隣住民の署名	1通
(9) 添付書類9	周辺住民を含む38世帯の署名	1通
(10) 添付書類10) 「保育園の待機児童数」に関する資料	1通
(11) 添付書類11	「待機児童急減、園は運営不安」を報じる新聞記事	1通

請求人の陳述 (要旨)

本件は、宮前区鷺沼4-2-8に保育園を開設しようとしている案件について、これに対し川崎市が認可、補助金等を発行、交付しようとしているという案件である。

要求事項については、請求書9ページ(4)求める措置のとおりである。

当該保育園、鷺沼4-2-8における保育園の認可の停止を求める。これに関し、補助金の給付を 停止することを求める。賃借料も請求されているので、賃借料の補助の停止を求める。

以降、なぜそれらを求めるのかという点について補足説明を加えて話す。

まず、構図、概略だが、この事業者株式会社こどもの森は、違反、不正、不誠実な行為を繰り返し行っている事業者である。このことは補助金の交付要綱等に違反している。

それは、補助金交付要綱の3ページ目で第12条の「(2) 不正な手段をもって補助金の交付を受けたとき」というのが一つ当てはまる。それに違反しているのが1点。

それから、もう一つが第2条、「保育所の設置認可等について(厚生省児童家庭局長通知)」及び次の「家庭的保育事業の認可等について」の通知にも違反している。この通知、添付書類の追4の厚生省児童家庭局長通知によると、(三)(1)のイ「社会的信望を有すること」、経営者、設置者が法人である場合にあっては当該経営に携わる役員であるが、社会的信望を有することに違反している。これはなぜかというのは後でまた説明する。

それから、(ウ)のエ「保育所を経営する事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると 認めるに足りる相当の理由がある者でないこと」、これに違反する。つまりこれに違反するというこ とは、補助金交付要綱、それから賃借料補助要綱、この2点に違反するということになる。

さて、次だが、川崎市は、この不正を繰り返す業者を却下又は拒絶することができていないという 状況にある。又は意図的に認可しようとしているという点が節々に見られる。これは諸悪の根源は何 かというと、川崎市において審査基準が不在であること、これが原因である。審査基準が不在である ことは、行政手続法5条に違反する。

審査基準がないとなぜいけないのかというと、例えば特許庁においては審査基準が明確に定められている。どのようなことが書いてあるかというと、どのような場合は拒絶、却下する、どのような場合は延長を認める、認めないを定めた一種のルールブックである。審査する人はどのように審査するかを定めたものであり、これをもって公平性、透明性を担保している。

審査基準がないとどういうことが起こるかというと、許可するか拒絶、却下するかの判断というのは職員任せになってしまう。そうすると、付き合いの深い業者だと却下してはいけないのではないかという判断が入ってしまう。つまり判断が鈍るという結果になる。だから、違反だとか不正があったとしても拒絶、却下できないという形になる。

なお、拒絶、却下することについては行政手続法8条にも記載されていて、審査基準があるのであれば、その審査基準があるから即座に却下、拒絶することはできるという条文がある。仮に審査基準にない場合は、その理由を示せば却下、拒絶することができるという条文立てになっている。すなわち、川崎市が却下することは、募集要領にそう書いてあるから問題ないということである。

川崎市を見ていると、この事業者の投資だとかそういったものを気にしているようだが、例えば薬事法による薬の承認とか、それから特許といったものが、却下されるケースが間々ある。しかしながら、業者は研究費とか、生産工場に投資している。それでも、薬事法の認可が下りなかったり、特許が下りなかったり、つまり、投じた研究費、生産ライン等は投資したにもかかわらず全く使うことが

できない、そういうことになる。

資料のほうに戻り、8月16日付で送付した資料に基づき概略を説明する。

請求の趣旨としては、先ほどのとおり、鷺沼4-2-8のまなびの森保育園鷺沼、これが対象物である。

a として、法人決定を川崎市は行った。

それから b、保育所整備延期の決定も行った。これは、令和4年4月1日に本来完結すべきところ、7月1日に開所予定とする延期、それから10月1日に開所予定とする延期、2回行っている。添付書類2、3には、この整備の延期の資料を添付している。

補助金については、その資料として、いくら補助金が出るのかという点について添付書類4に添付 している。

そして、今回審査請求した理由は、違法若しくは不当な公金の支出の財務会計上の行為がある場合 又は当該行為がなされることが相当な確実さをもって予測される場合、この当該行為がなされること が相当な確実さをもって予測される場合に該当する。そこで審査請求を行った。

その一つ、予測される理由は、6月29日の市議会を拝見したが、その中で浅野議員から10月1日に開設できないんじゃないか、その場合はどうするんだというような話があったが、それに対してこども未来局の局長は、10月1日に開設できるものと考えていると答えている。というわけで、10月1日に支払いの方向だということがうかがえる。ただし、この返答、やや偏りがあると思われてならない。つまりどういうことかというと、10月1日に開設できるかできないか、その場合どうするんだという質問だったら、10月1日に開設できないのであれば却下して、10月1日に開設できるのであれば認可しますというのが正当な答えだと思う。どうもここには思いが入っていて、10月1日に開設できるものと考えている、個人の意見を述べていると言える。というわけで、今回、審査請求を行った。そして(2)、川崎市、特にこども未来局による行為が違法、不当である理由はこのとおりである。

(2-1) 時期を渡過しても開設されない保育園に対して、補助金等を支払うのは止めるよう求めている。1回目、開設時期は令和4年4月1日だったが、これを渡過している。これでもう既にアウトだが、根拠なく、審査基準がない中で延長して、7月1日まで担当が半ば勝手に延長した。それからまた10月1日まで延長した。もう1回目の4月1日を渡過した時点でアウトだが、さらに7月1日を渡過したまま、まだ認可する方向で考えている、10月1日を渡過してもまだ認可する方向で考えている。両方含めて、もう3アウトといえる。

そして(2-2)「審査基準が不存在であることは違法である」、先ほどのとおり行政手続法 5 条違 反である。これは法人決定をするに当たっても審査基準が必要であるし、それから延期することにつ いても審査基準が必要である。具体的には、募集要領の11ページに「令和4年4月1日開所を厳守と します。 3 月末までに工事が完了しない場合や開所ができない場合は、原則として整備費の補助対象 外となります。」と下線が引いてあって強い文章で書いてあって、到底参考記載であると解すことは できない。

2ページ目の下から4行目だが、そもそも延期の決定となった法人決定、こちらは法人決定の話だが、審査基準がない中で行われたというわけで透明性、公平性がないという状況にある。

それから、3ページ目に移り、こども未来局は、数次にわたり「審査基準に代替し、募集要領により審査を行っている」とか、「審査において判断されない」などということを言っている。これは前回の職員措置に対する却下の中にこのようなことが書いてある。これは川崎市の監査部門の文章なの

だが、一応今回の添付資料の追4に入れた。

そして(2-3)だが、「こどもの森による虚偽の申請を容認したことは不当である」ということである。これは虚偽の申請は何かというと、募集要領の14ページに「近隣住民等への説明及び配慮等」、近隣住民に対して説明を真摯に行い、理解を得ることという項目がある。これも下線が引いてあって強い言葉で書いてある。それに対して、川崎市に対し株式会社こどもの森は、住民に説明した、このチラシを配ったという添付書類7を提出して川崎市に申請している。そして、添付資料7の次のページ、この家の人たちに対し配布したということを言っている。しかしながら、これらの住人全員に署名でどうですかと聞いたところ、説明もチラシの配布も受けていないということであった。合計23枚あるが、これは署名をもらっている。つまり、証言をもって、こどもの森の言っていること、申請は虚偽であるということを証明した。

次の4ページ、こども未来局はこの規定は参考までに記載した訓示規定であるから「審査において判断されない」と言うが、一方、審査基準がないじゃないかと言うと「募集要領により審査を行っている」というようなことを言う。二律背反している。あとは、事業者向けの条項であるなんていうようなことも言ったりしている。

虚偽の文書により申請はされたということは、さきの厚生省から発行された通知の「不正又は不誠 実な行為をするおそれがある」、これを証明してしまったと言える。したがって、交付要綱違反であ る。

(2-4)も先ほどと同じようなことを書いている。虚偽の申請を行ったということが要綱に違反する。それから、賃借料の要綱も同じような記載がある。

それから4ページ(2-5)、児童が減少しているのに税金の無駄遣いをすることなかれということが書いてある。

それから(2-6)その他Aだが、ここに株式会社こどもの森の不正行為がいっぱい書いてある。 この不正行為は、先の厚生省から出た規定「社会的信望を有すること」を有していない、反してい る。それから、「不正又は不誠実な行為をするおそれがある」者、これに該当する。したがって、先 ほどの要綱違反である。

さらに、最高裁判例でも、「社会通念上正義の観念に反するような特段の事情がある場合は、処分を留保することは違法に相当しない」という反対解釈であるが、成り立つ。

それから、同じく下のほう、最高裁平成17年12月7日と書いてあるが、「根拠規定にのみ固執すべきでなく、行政庁はリスクから周辺住民を保護する義務がある」、また「行政庁は事業認可に当たって、マイナスの影響をも含めた諸利益の調整を十分に行うべき義務を負わされているといえる」というわけで、自分の担当部署の法律とか、それに固執することなく、横断的に調整を行うことが必要とされるということが最高裁にて述べられている。

そのほか、具体的にこどもの森の不正なのだが、かなりこどもの森の行為は異常を極めている。

(A1)、川崎市に対し、先ほどのとおり住民に対して説明したよという虚偽の文書を提出した。 これはもう審査に影響するかどうかなんて関係なく、内容が何であるかは一切関係なく、虚偽の文書 を出しただけで、もうこれは不正行為である。したがって、先ほどの厚生省の通知に反する、また補助金要綱に反するということになる。

それから (A 2)、その不正の書面の裏返しになるが、近隣住民に対して秘密のうちに保育園を建てようとした。どうやら建ち上げて、後から、もうできたからしようがないということを言おうと思った趣旨だと思う。なお、さいたま市文蔵というところにもこどもの森は保育園を建てているが、

「これは何が建つか知っていますか」と近隣の人に聞いたら、「知らない」「何が建つんだろうね」と言っている。「保育園だと思いますよ」と言ったら、どこに文句を言えばいいんだろうなんていうことを言っている。それから、日吉のほうもどこに建つか分からない。こどもの森の所業というのは計画的で常習的である。したがって、先ほどの不正に当てはまる。

(A3) 近隣に対して真摯な説明を行わない。これは特にひどいのは、住民説明会と称して、令和3年10月29日にそのような形ばかりの説明会を持つという話だったが、サクラと思われる2名を入れたが、近隣住民2人が現地に訪れたら、「入っちゃ駄目」というので妨害されて入れなかった。つまり、本当の近隣住民は入れないで、形ばっかりやった。俺たちはやったんだ、やったんだというのが彼らの言い分である。

それから(A 4)、工事を威嚇用員を使って始めた。令和4年3月5日の工事であるが、住民がいろいろ反対していた。工事を始めるのは住民と話合いがちゃんとついてからという約束をしていたが、それはお構いなしに大きな重機が到着するとともに、すばらしい勢いで威圧要員として5名から8名の屈強なる人が下りてきた。我々が「えっ、まだなんじゃないの」と言っている間もなく、その機械を現地に上げて工事を始めた。そして、その5人から8人の屈強なる人がそこの入り口に立ちはだかって邪魔をする、住民が話しかけても、これはこういうような、言ってみれば反社会勢力にも近いようなそういう人たちである。多分恐らく、こどもの森本人は反社に登録されていないのかもしれないが、恐らく雇って差し向けたと、そういうことが言えると思う。

それから (A5) の確認申請、これは工事の話だが、道路側に擁壁があり、確認書が建築のときに要るのだが、それをなしでもう崩して進めた。それから、道路面も下げた。

それから (A6)、事業主等として、今回登場してくる人物、我々のほうではすべてが見えないのだが、株式会社こどもの森と株式会社オリエンタルメインテナンスと株式会プチ・ナーサリーが出てくるが、どうも実質一体のようである。オリエンタルメインテナンスに近隣住民が電話しても、「はい、株式会社こどもの森です」と出る。そして「オリエントメンテナンスさんお願いします」と言うと、「えっ、何ですか、分からない」というような調子で、恐らくは架空会社であるとは思われる。何を逃げようとしているのかは分からないが、このような不正がなされている。

それから(A7)は、関係ない人に何か説明したと言っている。

(2-7) は建築物の安全性だが、北東側に崖があるが、対策が十分ではない。崩れてきた時に防護する防護壁というものを造るのだが、高さ、それから強度とも十分ではないと思われる。特に高さのほうは、上から一般住宅が崩れて、横浜や大阪西成で崖崩れがあったが、ああいうふうに民家が降ってきたら一溜まりもないという状況である。

さらに、これが保育園であるところが非常に問題となる。どういうことかというと、一つには(B 2)bのとおり、園児60名入れるのであれば、建物もさることながら、他にも園児は砂場、プール、遊具にも出てくる。そうしたときに崖崩れがあったのでは、建物が仮にもったとしても園児は埋まってしまう。何かあったときに、崖崩れに限らず火事もそうだが、60名もいれば、避難するといっても避難場所の確保も難しい。避難するのは困難である。

(B2) f だが、一般住宅が建設されるのなら、経済的な状況とかによって、下の住民の方の防護壁とか、それから向こうから何メーター開けるだとか、崖をガードすればいいわけだが、園児というのはそんな事情を知らないで入ってくる。そうすると、後で「えっ、そんな話聞いてない」という話になり、事故に巻き込まれ、非常に大事故につながる。

というわけで、8ページの(3)だが、「市に生じる損害」としては、不要な補助金等々を負担す

ることなくお願いしたいという趣旨である。

先程の補足として、近隣の住民がオリエンタルメインテナンスに連絡した際に本当にあるのかどうか分からないような話だったと思うが、これについては、なぜ連絡をしたかというと、工事が始まってからの工事の内容がものすごくひどい内容で、日曜日に工事を行ったりとか、朝早くから工事を始めたりとか、そういうような行為があったので、今回の建物の所有者であるオリエンタルメインテナンスに連絡をしたいということで、工事看板のところに電話番号が載っていたので、そちらのほうに電話をした。

そうしたところ、先ほどの話のとおり、こどもの森のほうの電話がつながったということで、そちらのほうに「オリエンタルメインテナンスさんでないんですか」というふうに確認を取ったところ、「こどもの森です」ということで、「オリエンタルメインテナンスさんとどういう関係なんですか」というふうな形で聞いたところ、出た女性事務員さんだと思うけれども、理解が得られないような回答で、「私たちはちょっと分かりません」というようなことで返答を受けたという状況であった。

あと、それとはまたちょっと違う話だが、今回補助金の申請というか、支出を出す場合、普通に考えた場合に、本体の建物の区分と、それから、今回のこの補助金の対象になるものが恐らく施設の整備費、これに対しての補助金だと思うのだけれども、どこを見ても区分の内容、ここからここまでが施主さんの負担で、ここからここまでがこどもの森さんの負担だという、そういう内容のものが一切載っていないので、非常に補助金を出すにしても基準がないというようなことが見受けられる。

追加資料として1、2、3と出したが、追加資料の1、これは挨拶文ということで、さっきの資料番号7とこれは文章の内容的には一緒だが、字の大きさと行数が違う。同じものが2枚存在する。一体本当にこれは本物、配られたものなのかどうなのかと甚だ疑問である。

次、追加資料 2、事業者の名前のところで、これがこどもの森になっていて、オリエンタルメイン テナンスが事業主であるが、そうではなく、こどもの森がまるで全部を取り仕切っているような文章 が住民に配布されたという事実。

それで、追加資料の3、これは市長への手紙であるが、文章を書いているのは保育所整備課なのだけれども、こどもの森に対して強く指導するというふうに言っているのだが、その指導がちゃんとできないので今のこういう結果を招いている。こういう会が開かれているということである。そういう事実となっている。

それで、これは資料にはない内容だけれども、3月10日にこどもの森と保育所整備課が事前説明ということで会っているのだが、そのときに、高級住宅地で保育所整備に似つかない雰囲気だというように、もう川崎市は認識している。にもかかわらず、こどもの森は3月26日、近隣住民には周知したと称し、そして4月5日にいけしゃあしゃあと住民にも説明したという虚偽の文書を併せて申請をしたという事実があるということである。

最後に、審査基準がないことに関して、さきの募集要領については上位の法律に規定がないからいいんだという方がいるようだけれども、だからこそ川崎市が決めたことに対して審査基準が必要になる。

何が言いたいかというと、この募集要領等は上位の法律どうこうじゃなくて、川崎市自身が決めたことである。近隣の了解を得ようということだとか、7月1日に開設しろ、これは川崎市自身が言い出したことである。だからこそ下位のものとして審査基準が必要となる。

何でかというと、公平性のためである。ほかの真面目にそれを守った業者と今回のこどもの森との間では、公平性が担保されない。ほかの業者は、もしかしたらえらい苦労して、その時期を間に合わ

せるとか、近隣の反対はあるけれども、それは何とか上手く調整してと、そういうことをやって手間 暇、お金かけている、そういう人もいる。だから、公平性のために審査基準が必要である。

総論として、川崎市は審査基準がないので、行政手続法5条違反をしている。

それから、保育園の開設に対して、こどもの森は募集要領の違反をしている。そして、これは補助 金の交付要領等の違反である。根拠は先ほどの厚生省の通知となる。

それから、建物に関しても崖の対策が不十分であったりするので、建築基準法違反である。建築基準法違反ということは、募集要領違反である。募集要領に建築基準法を守れと書いてある。そうすると、またこれが補助金の交付要綱違反になる。

というわけで、これらが違反の根拠条文となる。

※請求人の請求内容を補足した陳述の要旨をまとめている。

関係職員の陳述(要旨)

「住民監査請求に対する市の考え方」に基づいて、説明を行う。

1として、本件請求に対して、以下に述べるとおり、いずれも監査請求人の主張に理由はないことから、却下又は棄却されるべきものである。

2 として、民間事業者活用型保育所整備事業、認可・確認及び補助金、近隣等への説明について、概略 を説明する。

(1) 民間事業者活用型整備事業について

この整備事業は、保育事業者が賃貸物件を自ら確保し、賃貸物件の内部を改修することにより認可保育所を整備するもので、応募のあった保育事業者の中から、学識者により構成される附属機関である「川崎市保育所等整備事業者選定委員会」の評価・選定を経て、設置・運営法人として市長が決定する。

また、保育所整備費用等の補助金の交付決定は、法人決定とは別に、設置・運営法人から交付申請を受け、交付の適否等を決定する。交付決定後であっても、交付手続を適正に行わない場合や市内中小企業への優先発注等を遵守しない場合は、補助金の全部または一部を取り消すことがある。

なお、本事業の実施に当たり、根拠となる法律、条例等はない。

本件請求に関する事案は、令和3年度の民間事業者活用型整備事業で実施をしている。時系列に説明すると、募集開始が令和3年2月22日、株式会社こどもの森からの申込書の提出が4月5日、ヒアリングを4月23日に実施し、選定委員会を5月20日に開催。選定委員会の評価・選定を踏まえ、本件事業者を法人決定して、本件事業者と本整備事業に関する覚書を締結した。その後、少し期間は空くが、本件事業者が整備補助金の申請書を提出して、それに基づき、令和4年8月24日付で補助金の交付決定を行っている。

今後の手続として、本件事業者から認可及び確認の申請、補助金の実績報告が出される予定で、本市は 補助金の確定、その後、補助金の給付という流れになっている。

(2) 保育所の設置認可について

設置・運営法人からの認可・確認申請を受け、児童福祉法35条第4項、第5項、第6項及び第8項並びに子ども・子育て支援法31条に基づき、保育所の設置認可及び確認を行う。なお、保育所の設置認可については、財務会計上の行為に当たらないことから、本件請求の対象にはならないものと考える。

(3) 本事業に対する補助金について

アの民間事業者活用型保育所整備費補助金について、本事業の設置・運営法人は、川崎市民間事業者活 用型保育所整備費補助金交付要綱第2条第1項に定める「本市が計画し、かつ決定した保育所の設置・運 営法人等」に当たるもので、同要綱に沿って補助金申請を行うことができる。

建物の改修等に必要な費用を補助対象経費としており、補助対象経費の4分の3、整備する保育所の定員及び認可基準を満たす専用の屋外遊戯場の有無に応じて上限額まで交付するものである。

整備費補助金交付要綱第7条に基づき、改修工事の請負契約締結前に、設置・運営法人が必要な書類を添えて交付申請を行うこととなっている。本市は、同要綱第8条に基づき内容を精査した上、補助の適否及び金額を決定し、設置・運営法人に指令書で通知する。

続いて、イの民間事業者活用型保育所整備施設賃借料補助金については、川崎市民間事業者活用型保育 所整備施設賃借料補助要綱第2条に定める「本市が計画し、かつ決定した保育所の設置・運営法人等」に 当たるので、賃借料補助要綱に沿って補助金の交付申請を行うことができる。

保育所の開設前の整備期間において物件を賃借する場合、これに要する経費を補助対象として、最大6か月を限度としている。4月開所の場合は10月からということになるが、1か月に満たない期間がある場合はこれを切り捨てた期間を補助対象期間としている。

賃借料補助交付要綱第5条に基づき、設置・運営法人が交付申請を行い、本市は、同要綱第6条各号に 基づき、交付申請書及び関係書類の審査を行い、交付の可否を決定し、設置・運営法人に通知する。

(4) 近隣住民等の説明について

本事業の応募に当たり、保育事業者が行う近隣住民等の事前周知及び配慮に関する根拠法令はなく、募集要項上のみに定めたものとなっている。

一般的に、保育事業者は、選定後に開所に向けて整備計画を詳細に精査していくもので、募集要項のⅢ 4(1)「近隣住民等への説明及び配慮等」アに記載の「説明」については、応募時点において保育事業者が整備予定地に関して本事業の事前周知をすることで、整備計画を近隣住民に知っていただくということで差し支えないものと考えている。そのため、ポスティングなどによる事前周知も認めており、事前周知の結果、近隣住民から意見、要望があった場合には適切に対応するよう指導している。

募集要項上でも近隣住民等の了解、承諾までは求めておらず、近隣住民等に対する説明状況というのは 選定委員会における評価項目にもなっていないことから、たとえ近隣住民等への説明に不十分な面があっ たとしても、募集要項を前提とすれば、それが選定結果に影響することはないものと考えているが、近隣 住民からの意見、苦情等に関しては、その都度丁寧に対応するよう、本市も保育事業者に指導している。

3として、措置請求書の各項目について説明する。

(2-1)「時期を渡過しても開設されない保育園に、補助金が支払われることは不当である」ということについて

本件事業者は、応募時点で令和4年4月開設が可能であると判断し、本事業への応募申込みを行った。 本市は、事業計画書等に基づいて開設が可能であると判断し、選定委員会における選定を経て法人決定をした。

しかしながら、令和3年9月に近隣住民から保育所整備に反対する声が上がったことを受け、本市からも本件事業者に対して丁寧な対応をすることを指導し、本件事業者は近隣住民への説明等を試みてきたが、その対応に時間を要する中、当初の建築工事着工予定の10月から1か月以上遅れるに至り、結果的に竣工にも大幅な遅れが生じる見込みとなったことから、令和4年4月開所が困難であると事業者で判断をして、本件事業者が開所延期に係る届出を本市に提出したものである。

本市としても、これをやむを得ないものと認め、届出書を受理し、令和4年7月に開所を延期することを認めたものである。また、本市と事業者の間で、民間事業者活用型保育所整備に関する覚書を締結しており、覚書第7条に基づいて第6条第1項に定める履行期限を延長することとし、令和4年3月31日付で覚書の変更を行っている。

その後、本件事業者は、近隣における地盤データに基づいて建物を計画していたが、既存建物を除却した後、令和4年3月5日から7日にかけて現地で調査を実施したところ、想定以上に地盤が軟弱であることが判明し、必要な強度を確保するために施工方法を変更する必要が生じたため、令和4年7月開所が困難であると事業者で判断をして、開所延期に係る届出書を本市に提出した。

本市としても、これをやむを得ないものと認め、届出書を受理し、令和4年10月に開所を延期することを認めた。また、これに伴い、覚書第7条に基づき、令和4年6月30日付で第1回変更覚書による改正後の内容をさらに変更する覚書を締結した。

なお、保育所整備の延期については、財務的処理を直接の目的とするものではないので、財務会計上の 行為には該当しないもの解される。

以上のことから、本件は覚書第7条、第1回変更覚書及び第2回変更覚書に基づいて適切に履行期限を延長したものであり、保育所整備の延期を認めるのは不当であるとする請求人の主張には理由がなく、本件請求の対象にもならないと考える。

(2-2)「審査基準が不存在であることは違法である」とする点について

行政手続法に定める処分については、「公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいうものである」とされている。

本事業については、根拠となる法律、条例はなく、法人決定は行政手続法に定める処分に当たらないことから、行政手続法第5条第1項及び第3項に違反するとの請求人の主張は理由がないものと考える。

なお、本事業は、募集要項に基づいて行っており、保育事業者を選定するための審査基準は設けている こと及び請求人が主張している本件事業者に対して便宜を図っているという事実は存在しないことを申し 添える。

(2-3)「株式会社こどもの森による虚偽の申請を容認したことは不当である」とする点について

本市は、令和3年4月5日に提出された民間事業者活用型保育所等整備事業申請書において、一部の方には口頭で周知し、不在の方にはポスティングを行ったと添付資料7のとおり、事業者から報告を受けている。また、本件事業者に対して行った応募書類の内容に関するヒアリングにおいて、本市は本件事業者に対し、近隣住民への周知状況やその反応、法人決定後にも引き続き本件事業者において対応することなどを確認している。

その後、令和3年9月13日以降、近隣住民から本市に対し、本件事業者からの事前説明がなかったと申し出があり、本市が令和3年10月に応募書類の内容について改めて本件事業者に確認したところ、本件事業者からは令和3年3月26日に現地を訪問し、一部には口頭で周知し、他はポスティングで整備計画の案内文を配布したこと、さらには範囲を広げて住戸を回っており、その中にも口頭で説明を行った方がいるとの報告を受けている。また、本件事業者は、地元の町内会に対しても、応募前に説明を申し出ている。

以上の状況から、近隣住民・本件事業者双方に見解の相違があることは事実であるが、現時点で、応募 書類が虚偽であるとする明確な証拠はないことから、本市は虚偽であるとは判断できないと考えている。

しかしながら、本件事業者における応募時点での近隣住民への説明が不十分な面もあったこと、円滑な保育所運営のためには近隣住民の理解を得ることは本当に大切なことであるので、本件事業者に対しては皆様に丁寧に対応するよう引き続き強く指導している。

(2-4)「要綱の規定に違反する」とする点について

前述のとおり、本市は応募書類が虚偽であると判断できないと考えており、要綱の規定に違反するとの 監査請求人の主張は理由がないものと考えている。

本件請求に関する整備費補助金については、本年8月4日に申請書を受理して審査した結果、8月24日付で交付決定を行った。今後、本件事業者が実績報告を行い、本市が補助金の交付内容の審査等を行って適合すると認めたときは、補助金の交付すべき金額を確定し、補助金を給付する。

また、本件請求に係る保育所整備施設賃借料補助金については、工事の遅れに伴い、開所前の賃貸借の期間が1か月に満たないこととなったため、本件事業者から申請を取りやめる申し出があり、本市は本件事業者に申請書類を返却している。

従って、賃借料の補助金については、財務会計上の行為が生じていないことから、住民監査請求の対象 にはならないものと考える。

(2-5)「児童の減少にもかかわらず補助金等の交付を認めることは不当である」とする点について本事業を募集する際の令和2年4月1日時点の待機児童数は12人であった。

令和3年度民間事業者活用型整備事業は、令和2年2月に策定した川崎市子ども・子育て支援事業計画 に定める「認可保育所等の新設による定員枠の拡大目標値」に基づいて募集を行ったものである。

令和4年4月1日時点の待機児童は0人となった。しかしながら、利用申請者数は毎年1,000人以上増加しており、新たな認可保育所の整備などを行い、令和2年4月に1,259人増、令和3年4月に1,200人増、令和4年4月に875人増と、毎年保育所受入枠を拡大してきたことで待機児童がゼロになったものと考えている。また、令和4年8月5日時点においても、近隣の保育所に入所を希望しているにも関わらず、入所できていない保留児童数が、近隣のさぎ沼なごみ保育園で57人、たつのこのはら保育園で44人いる。よって、本市は新規整備が必要であると判断しており、請求人の新規保育園開設を認め、補助金等を交付するのは不当であるとの主張には理由がないものと考える。

(2-6)「その他A」について

請求人は、最高裁判所平成17年の判例で、「根拠規定のみに固執すべきでなく、行政庁はリスクから周辺 住民を保護する義務がある」として、認可しないこと、補助金交付を認めないことが必要であると主張し ているが、例示している最高裁の判決については、都市計画施設の事業認可が必要なケースについての裁判官の補足意見であり、今回のように都市計画の策定や都市計画法上の事業認可を要しない保育園の建築、認可について述べているものではないため、この判例に基づき、保育所の認可をしないこと、補助金の交付を認めないことを求めている請求人の主張には理由がないものと考えている。

また、工事についても、近隣住民からの意見を受け、本市としても本件事業者に対して適切な対応を重ねて指導している。本件事業者からは、施工会社の対応が不十分であったとする点も報告を受けている。

今後についても、請求人が主張する本市による指導を無視しているとの指摘を受けることがないよう、 適切な工事施工について引き続き強く指導していく。

(2-6-A1)「川崎市に対し虚偽文書を提出したこと」とする点について

3(2-3)のとおり、本市は応募書類が虚偽であることは判断できない。しかしながら、本件事業者による応募時点での近隣住民への説明に不十分な面があったこと、円滑な保育所運営のためには近隣住民の理解を得ることは大切であるので、本市は本件事業者に対して、近隣住民に丁寧に対応するよう引き続き強く指導している。

また、法人決定については、財務的処理を直接の目的とするものとは言えず、財務会計上の行為には該当しないと解される。

(2-6-A2)「近隣住民に秘密のうちに保育園の建設を推進しようとしたこと」について本市は、前述のとおり、令和3年3月26日に事前周知を行ったと報告を受けている。

また、同年5月27日に本市ホームページにおいて利用駅、所在地、法人名、定員、案内図、電話番号等を公表しており、近隣住民に限らず、誰でも当該保育所の計画について知り得る状況にあった。よって、その時点において「秘密のうち」にと表現される状況にはなかったものと考えている。

さらに、本件事業者が地元町内会に対して応募前に説明を申し出ている点も踏まえると、請求人が主張するように「近隣住民に秘密のうちに保育園の建設を推進しようとした」と推測するのは難しいと考えている。

選定後の近隣住民に対する説明や調整については、これを義務づける法令等はないが、募集要項や覚書においても近隣住民等に対する挨拶の期日などが定められていない中、本件については、事業決定後の近隣住民への周知が遅れた点については本件事業者も認めている。

以上から、本市は、本件事業者が近隣住民に秘密のうちに保育園の建設を推進しようとしたとする監査 請求人の主張に理由がないものと考える。

(2-6-A3)「近隣住民に真摯な説明を行わないこと」とする点について

募集要項には「選定後においては、近隣住民等に対し、事業計画や運営等について適宜説明や調整を真摯に行うとともに、苦情・紛争等についても、応募法人の責任において、誠意を持って対応すること」としている。また、原覚書第11条第2項においても、「近隣住民等に対する事前説明・調整・紛争等の解決については、乙(本件事業者)の責任において、誠意をもって対応する」としている。

この点、本件事業者は、措置要求書に記載の日程以外にも、令和3年10月5日、12月10日に近隣住民への説明のために現地を訪問しているほか、説明会の開催や地盤調査等の案内文配布を行い、その他、適宜近隣住民を訪問し、また電話連絡等を行っていると本市は報告を受けている。

説明会については、児童福祉法や募集要項、覚書においても開催は義務とされていないが、近隣住民の要望や本市の指導を踏まえ、令和3年10月29日に本件事業者が自ら開催したものである。当日の参加者が少なかったため、案内文を配布した範囲で説明会資料を配布したと事業者からは報告を受けている。なお、報告によると、近隣住民は、本市が説明会に同席しないことを理由に説明会への参加を拒否し、一度説明の参加を申し込んだ近隣住民に対しても申合せの上キャンセルしたものと聞いている。

請求人が、当日訪れた近隣住民が説明会への妨害をされたと主張する点については、説明会会場において、当該住民が別の参加者に住所等の個人情報を聞こうという様子であったため、本件事業者の判断で入室をお断わりしたという報告を受けている。

その後、近隣住民から再度の説明会の開催の要望を受け、令和3年12月10日に本件事業者が近隣住民を 訪問した際、近隣住民の中から代表者を何名か立ててほしいと本件事業者が申し出たところ、なかなか折 り合いがつかず現在に至っているという形で報告を受けている。

令和4年4月1日以降にも、近隣住民から本件事業者に送付された再度の説明会の開催を求める要望書に対して、本件事業者は令和4年4月23日付で文書回答したとの報告を受けている。文書の内容は、近隣住民の代表者を立てるようにお願いするとともに、確認や直接説明を聞きたい場合は本件事業者に連絡をいただきたいとの内容ということである。また、令和4年5月25日に工事開始の案内文配布を行っているほか、工事に関する苦情や要望、トラブル等の対応で近隣住民を適宜訪問し、また電話連絡を行うなどしていると報告を受けている。

また、令和4年8月29日、近隣住民から建築に関する条件と題するフェンスや塀、窓サッシの仕様等に関する要望書を受けており、本市は本件事業者からこの要望書に適切に対応する方向であると報告を受けている。この件については、昨日、市と事業者とで近隣住民を訪問して、説明をしている。

以上から、本件事業者が近隣住民に丁寧な説明を行おうとしていないとは言えないものと考えている。

また、請求人は、予告なく不意打ちに訪問したと主張しているが、事前に連絡手段がないため、やむを 得ず直接訪問したものと考えている。

(2-6-A4)「威嚇用員を使い現地における作業を強行した」とする点について

本市は、本件事業者に対して、地盤調査や現場工事着手などの際は事前に近隣住民への周知を行うよう指導している。

本件請求に関する地盤調査については、当初は令和3年9月29日に、2回目は令和4年1月11日に予定していたが、いずれも近隣住民の反対を受け作業を中止したものの、建設に必要な作業であったためにやむを得ず令和4年3月5日に実施したものと報告を受けている。

建築主には、建築基準法等の関係法令に適合する範囲内で建物を建築する自由があり、適法に工事を行う上で地盤調査は必要な作業であり、本市は、地盤調査作業を強行したとする監査請求人の主張には理由がないものと考える。

また、建築主が行う地盤調査やこれに伴う現地作業は、事業主ではなく建築主が行うもので、本市の補助対象事業でもないことから、財務会計上の行為には当たらず、本件は住民監査請求の対象にならないものと考える。

なお、「反社会勢力と類似するもの」の定義は不明だが、令和3年4月20日付で神奈川県警本部長宛てに 照会を行い、株式会社こどもの森代表取締役及び他の役員を含めて暴力団排除条例に基づく排除対象者で ないことは確認している。

(2-6-A5)「確認申請手続きなく擁壁および崖の工事を行った」とする点について

整備予定地の南西側、道路側の擁壁については、建築確認申請時の図面では既存擁壁を存置することとしていた。しかし、令和4年6月24日に、近隣住民からまちづくり局に対し、同地で既存擁壁を壊しているとの連絡があり、まちづくり局が現地に赴き、既存擁壁が解体され、崖をスロープ状にしているところを確認した。

建築基準法においては、当該建物の計画を変更しようとする場合は、当該工事を着手する前に確認済証の交付を受けなければならない旨規定がされているが、当該地では、当初計画していた敷地中央側の工事を行うに当たり、施工上、一時的に崖をスロープ状にしていたものであって、「計画の変更」をして当初申請された建築物以外の建築をしたものではないため、現地確認時点では建築基準法に違反している状況ではないことを確認した。また、現地の確認結果を踏まえ、まちづくり局から工事施工者及び工事監理者に対し、建物の計画を変更することとなった場合には、必要な手続き等について確認済証を交付した神奈川県建築確認検査機関と協議すること及び必要な手続きを行うよう指導した。

その後、上記の内容については、令和4年7月26日に請求人を含む近隣住民に現地で説明するとともに、7月29日付で同一の申立人より提出のあった意見について、同8月10日付で回答している。

本件についても財務会計上の行為に当たらないことから、住民監査請求の対象にはならないと考える。 (2-6-A6) 「事業主及び土地所有者」について

本件請求に係る土地所有者は株式会社プチ・ナーサリー、建築会社は株式会社オリエンタルメインテナンスで、本件事業者である株式会社こどもの森とは別法人であることを履歴事項全部証明書で確認している。資本関係については、プチ・ナーサリーの株をこどもの森が持っている。また、プチ・ナーサリーとこどもの森は代表者が同一である。

請求人が主張する「実質同一」との定義は不明だが、こどもの森とプチ・ナーサリー、オリエンタルメインテナンスは、それぞれ別の人格のある法人で、主張には理由がないものと考える。

(2-6-A7)「自治会長への報告」について

応募時点における自治会町内会への説明については、近隣以外の方への周知や地元自治会町内会からの 意見等を把握できるようにしているもので、地元自治会町内会の説明が近隣住民への説明に代わるものと 考えていない。

(2-7-B1及びB2)「建物の安全性及び建築物が保育園であること」について

まちづくり局によると、整備予定地及び当該地域周辺は、建築基準法や都市計画法その他法令に基づき、保育所の建築が可能となっている。

整備予定地は、神奈川県が指定する土砂災害警戒区域ではない。整備予定地外の北東の隣接地に3メートルを超える崖があることから、川崎市建築基準条例第5条の適用を受けるが、本件建築物は民間指定確認検査機関において、同条例第5条を含め、建築基準法その他関係法令に適合することを確認し、確認済証を交付したものである。なお、同条例第5条は崖の安全性を担保するものでなく、崖付近に建物を建築する際に崖崩れによる被害が建築物に及ばないようにするための規定である。

本件についても財務会計上の行為に当たらないため、対象とはならないものと考える。

(3) 本市に損害が生じるとの主張について

保育所整備費補助金については、現時点で給付をしていない。当該補助金は、保育所等の整備に要する 費用に対し、予算の範囲内で改修等に利用する費用を補助することにより保育所整備を促進し、もって児 童福祉の向上を図るものとしているものであり、請求人が整備費補助金の給付を本市の損害であるとする 主張には理由がないものと考える。

4として、本件請求に係る補助事業の違法性及び妥当性について述べる。

(1) 本件補助事業における具体的な事実関係について

令和4年8月4日付で交付申請書を受理し、同年8月24日に交付決定をした。

(2) 定められた手続き等に反していないか

本件整備費補助金については、要綱に基づいて適切に審査等を行っている。

(3) 本件補助事業において補助を行うべき公益性

整備費補助金については、整備費補助金交付要綱第1条のとおり、保育所等の整備に要する費用に対し、予算の範囲内でその改修等に要する補助を目的としており、保育所整備を促進し、もって児童福祉の向上を図ることを目的として、地方自治法第232条の2に定める補助を行う公益上の必要があるものである。

(4) 結論

措置要求書 1 (4) における「求める措置」のうち、「a. 保育所認可の停止」及び「c. 賃借料の補助の停止」については、財務会計上の行為がないことから、住民監査請求の対象にはならず却下されるべきである。また、「b. 補助金の給付の停止」で求められている民間事業者活用型保育所整備費補助金については、整備費補助金要綱に基づいて適切に交付決定を行ったものであり、請求人の主張には理由がないことから、棄却すべきである。

※関係職員の陳述の要旨をまとめている。